

東京学芸大学海外子女教育センターの名称変更に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように制定する。

平成14年3月1日

東京学芸大学長  
岡本靖正

平成14年規程第3号

東京学芸大学海外子女教育センターの名称変更に伴う関係規程の整備に関する規程

(東京学芸大学教授会規程の一部改正)

第1条 東京学芸大学教授会規程(平成11年規程第17号)の一部を次のように改正する。

第18条の表第二部教官会の項中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正)

第2条 東京学芸大学教育学部運営規程(平成12年規程第17号)の一部を次のように改正する。

別表第4教養系の表中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会規程の一部改正)

第3条 東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会規程(平成8年規程第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正)

第4条 東京学芸大学役付職員選考規程(昭和42年規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「海外子女教育センター長」を「国際教育センター長」に改める。

第6条の2(見出しを含む。)中「海外子女教育センター長候補者」を「国際教育センター長候補者」に改める。

(東京学芸大学教官選考規程の一部改正)

第5条 東京学芸大学教官選考規程(平成11年規程第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正)

第6条 東京学芸大学客員教授等選考規程(平成9年規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学教官の任期に関する規程の一部改正)

第7条 東京学芸大学教官の任期に関する規程(平成12年規程第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程の一部改正)

第8条 東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程(平成11年規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「海外子女教育センター長」を「国際教育センター長」に改める。

(東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正)

第9条 東京学芸大学受託研究取扱規程(昭和56年規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学奨学寄付金取扱規程の一部改正)

第10条 東京学芸大学奨学寄付金取扱規程(昭和61年規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学における民間等との共同研究取扱規程の一部改正)

第11条 東京学芸大学における民間等との共同研究取扱規程(昭和61年規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学紀要出版規程の一部改正)

第12条 東京学芸大学紀要出版規程(昭和41年規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

別表第1第1部門(教育科学系)の項中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学海外子女教育センター規程の一部改正)

第13条 東京学芸大学海外子女教育センター規程(昭和58年規程第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京学芸大学国際教育センター規程

第1条中「東京学芸大学海外子女教育センター」を「東京学芸大学国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正)

第14条 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程(昭和55年規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

別表第2中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正)

第15条 東京学芸大学情報公開取扱規程(平成13年規程第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。  
(東京学芸大学行政文書管理規程の一部改正)

第16条 東京学芸大学行政文書管理規程(平成13年規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(注) 施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。

東京学芸大学教授会規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正																
<p>〔省略〕</p> <p>第3章 部教官会 （組織）</p> <p>第18条 部教官会は、次の表に掲げる学科及び施設・センターに所属する教授会 構成員をもって組織する。</p> <table border="1" data-bbox="152 466 1099 909"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 466 376 525">部教官会</th> <th data-bbox="376 466 1099 525">部教官会を構成する学科及び施設・センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="152 525 1099 592">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 592 376 837">第二部教官会</td> <td data-bbox="376 592 1099 837">教育学科，心理学科，幼児教育学科，障害児教育学科，生活 科学学科，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設， 附属教育実践総合センター，留学生センター，<u>海外子女教育 センター</u>，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管 理センター，情報処理センター</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="152 837 1099 909">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p>	部教官会	部教官会を構成する学科及び施設・センター	〔省略〕		第二部教官会	教育学科，心理学科，幼児教育学科，障害児教育学科，生活 科学学科，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設， 附属教育実践総合センター，留学生センター， <u>海外子女教育 センター</u> ，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管 理センター，情報処理センター	〔省略〕		<p>〔省略〕</p> <p>第3章 部教官会 （組織）</p> <p>第18条 部教官会は、次の表に掲げる学科及び施設・センターに所属する教授会 構成員をもって組織する。</p> <table border="1" data-bbox="1158 466 2105 909"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 466 1382 525">部教官会</th> <th data-bbox="1382 466 2105 525">部教官会を構成する学科及び施設・センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1158 525 2105 592">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 592 1382 837">第二部教官会</td> <td data-bbox="1382 592 2105 837">教育学科，心理学科，幼児教育学科，障害児教育学科，生活 科学学科，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設， 附属教育実践総合センター，留学生センター，<u>国際教育セン ター</u>，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理セ ンター，情報処理センター</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1158 837 2105 909">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成14年4月1日から施行する。 <u>（注）施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月 2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>	部教官会	部教官会を構成する学科及び施設・センター	〔省略〕		第二部教官会	教育学科，心理学科，幼児教育学科，障害児教育学科，生活 科学学科，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設， 附属教育実践総合センター，留学生センター， <u>国際教育セン ター</u> ，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理セ ンター，情報処理センター	〔省略〕	
部教官会	部教官会を構成する学科及び施設・センター																
〔省略〕																	
第二部教官会	教育学科，心理学科，幼児教育学科，障害児教育学科，生活 科学学科，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設， 附属教育実践総合センター，留学生センター， <u>海外子女教育 センター</u> ，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管 理センター，情報処理センター																
〔省略〕																	
部教官会	部教官会を構成する学科及び施設・センター																
〔省略〕																	
第二部教官会	教育学科，心理学科，幼児教育学科，障害児教育学科，生活 科学学科，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設， 附属教育実践総合センター，留学生センター， <u>国際教育セン ター</u> ，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理セ ンター，情報処理センター																
〔省略〕																	

東京学芸大学教育学部運営規程 新旧対照表(抄)

現 行			改 正		
〔省略〕			〔省略〕		
別表第4			別表第4		
〔省略〕			〔省略〕		
関連研究室一覧			関連研究室一覧		
教養系			教養系		
教室名	関連研究室名		教室名	関連研究室名	
	左 欄	右 欄		左 欄	右 欄
〔省略〕			〔省略〕		
国際教育	<u>海外子女教育センター</u>	社会科教育学	国際教育	<u>国際教育センター</u>	社会科教育学
〔省略〕			〔省略〕		
日本語教育		独語学独文学，仏語学仏文学，哲学，地理学，地域，国際教育， <u>海外子女教育センター</u>	日本語教育		独語学独文学，仏語学仏文学，哲学，地理学，地域，国際教育， <u>国際教育センター</u>
〔省略〕			〔省略〕		
表現コミュニケーション	特殊教育研究施設， <u>海外子女教育センター</u>	国文学，総合音楽，音楽科教育学，絵画，彫刻，デザイン，工芸，造形芸術学・演劇学，書道，書芸	表現コミュニケーション	特殊教育研究施設， <u>国際教育センター</u>	国文学，総合音楽，音楽科教育学，絵画，彫刻，デザイン，工芸，造形芸術学・演劇学，書道，書芸
			<p><u>附 則</u>  この規程は、平成14年4月1日から施行する。  (注) 施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</p>		

東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(目的) 第2条 運営委員会は、学部(留学生センター、<u>海外子女教育センター</u>、教員養成 カリキュラム開発研究センター、保健管理センター及び情報処理センターを含む 。以下同じ。)と附属学校の連携を図りつつ、附属学校の管理運営の基本的事項 を審議し、併せて、学部・大学院等と附属学校の教育研究活動の推進を図るこ を目的とする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(目的) 第2条 運営委員会は、学部(留学生センター、<u>国際教育センター</u>、教員養成カリ キュラム開発研究センター、保健管理センター及び情報処理センターを含む。以 下同じ。)と附属学校の連携を図りつつ、附属学校の管理運営の基本的事項を審 議し、併せて、学部・大学院等と附属学校の教育研究活動の推進を図ることを目 的とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成14年4月1日から施行する。</u> <u>(注)施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月</u> <u>2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>

東京学芸大学役付職員選考規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>(選考)</p> <p>第1条 大学の学部主事, 附属図書館長, 附属学校部長, 附属特殊教育研究施設長, 附属環境教育実践施設長, 附属教育実践総合センター長, 留学生センター長, <u>海外子女教育センター長, 教員養成カリキュラム開発研究センター長, 保健管理センター所長及び附属学校の長</u>(以下「役付職員」という。)の選考は, この規程の定めるところにより, 学長が行う。</p> <p>[省略]</p> <p>(附属環境教育実践施設長候補者, 附属教育実践総合センター長候補者, 留学生センター長候補者, <u>海外子女教育センター長候補者, 教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出</u>)</p> <p>第6条の2 附属環境教育実践施設長候補者, 附属教育実践総合センター長候補者, 留学生センター長候補者, <u>海外子女教育センター長候補者, 教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は</u>, 本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。</p> <p>[省略]</p>	<p>(選考)</p> <p>第1条 大学の学部主事, 附属図書館長, 附属学校部長, 附属特殊教育研究施設長, 附属環境教育実践施設長, 附属教育実践総合センター長, 留学生センター長, <u>国際教育センター長, 教員養成カリキュラム開発研究センター長, 保健管理センター所長及び附属学校の長</u>(以下「役付職員」という。)の選考は, この規程の定めるところにより, 学長が行う。</p> <p>[省略]</p> <p>(附属環境教育実践施設長候補者, 附属教育実践総合センター長候補者, 留学生センター長候補者, <u>国際教育センター長候補者, 教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出</u>)</p> <p>第6条の2 附属環境教育実践施設長候補者, 附属教育実践総合センター長候補者, 留学生センター長候補者, <u>国際教育センター長候補者, 教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は</u>, 本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は, 平成14年4月1日から施行する。 <u>(注) 施行日については, 国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は, 改正施行日とする。</u></p>

東京学芸大学教官選考規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「各部」とは、教育学部第一部、第二部、第三部及び第四部をいう。</p> <p>2 この規程において「施設・センター」とは、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、<u>海外子女教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、保健管理センター及び情報処理センターをいう。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「各部」とは、教育学部第一部、第二部、第三部及び第四部をいう。</p> <p>2 この規程において「施設・センター」とは、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、<u>国際教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、保健管理センター及び情報処理センターをいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成14年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(注)施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>



東京学芸大学客員教授等選考規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「各部」とは、教育学部第一部、第二部、第三部及び第四部をいう。</p> <p>2 この規程において「施設・センター」とは、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、<u>海外子女教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、保健管理センター及び情報処理センターをいう。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「各部」とは、教育学部第一部、第二部、第三部及び第四部をいう。</p> <p>2 この規程において「施設・センター」とは、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、<u>国際教育センター</u>、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、保健管理センター及び情報処理センターをいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成14年4月1日から施行する。 <u>(注) 施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>

東京学芸大学教官の任期に関する規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正																				
<p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">教育研究組織の名称</th> <th style="width: 15%;">対象となる職</th> <th style="width: 10%;">任期</th> <th style="width: 15%;">再任に関する事項</th> <th style="width: 35%;">根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>海外子女教育センター</u> 外国人児童生徒教育部門</td> <td>教授，助教授</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p>	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	<u>海外子女教育センター</u> 外国人児童生徒教育部門	教授，助教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	<p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">教育研究組織の名称</th> <th style="width: 15%;">対象となる職</th> <th style="width: 10%;">任期</th> <th style="width: 15%;">再任に関する事項</th> <th style="width: 35%;">根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>国際教育センター</u> 外国人児童生徒教育部門</td> <td>教授，助教授</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成14年4月1日から施行する。 <u>(注) 施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	<u>国際教育センター</u> 外国人児童生徒教育部門	教授，助教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠																	
<u>海外子女教育センター</u> 外国人児童生徒教育部門	教授，助教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																	
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠																	
<u>国際教育センター</u> 外国人児童生徒教育部門	教授，助教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																	

東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正																
〔省略〕	〔省略〕																
別表	別表																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部局の長</th> <th style="width: 50%;">毒物等管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td><u>海外子女教育センター長</u></td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部局の長	毒物等管理責任者	〔省略〕	〔省略〕	<u>海外子女教育センター長</u>	センター長が指名する者	〔省略〕	〔省略〕	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部局の長</th> <th style="width: 50%;">毒物等管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td><u>国際教育センター長</u></td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部局の長	毒物等管理責任者	〔省略〕	〔省略〕	<u>国際教育センター長</u>	センター長が指名する者	〔省略〕	〔省略〕
部局の長	毒物等管理責任者																
〔省略〕	〔省略〕																
<u>海外子女教育センター長</u>	センター長が指名する者																
〔省略〕	〔省略〕																
部局の長	毒物等管理責任者																
〔省略〕	〔省略〕																
<u>国際教育センター長</u>	センター長が指名する者																
〔省略〕	〔省略〕																
〔省略〕	〔省略〕																
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、平成14年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(注) 施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>																

東京学芸大学受託研究取扱規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕	〔省略〕
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「受託研究」とは、本学において外部からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各部、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、<u>海外子女教育センター</u>、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「受託研究」とは、本学において外部からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各部、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、<u>国際教育センター</u>、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。</p>
〔省略〕	〔省略〕
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、平成14年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(注) 施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>

東京学芸大学奨学寄付金取扱規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各部、附属図書館、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、<u>海外子女教育センター</u>、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、附属学校部、各附属学校、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各部、附属図書館、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、<u>国際教育センター</u>、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、附属学校部、各附属学校、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成14年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(注) 施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>

東京学芸大学における民間等との共同研究取扱規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>（定義）                      第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教官（以下「担当教官」という。）が、民間機関等の研究者（以下「民間等共同研究員」という。）と共通の課題につき共同して行う研究をいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各部，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，<u>海外子女教育センター</u>，<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>，保健管理センター，<u>連合学校教育学研究科</u>，有害廃棄物処理施設，情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（定義）                      第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教官（以下「担当教官」という。）が、民間機関等の研究者（以下「民間等共同研究員」という。）と共通の課題につき共同して行う研究をいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各部，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，<u>国際教育センター</u>，<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>，保健管理センター，<u>連合学校教育学研究科</u>，有害廃棄物処理施設，情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u>                      この規程は、平成14年4月1日から施行する。                      （注）施行日については、<u>国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>

東京学芸大学紀要出版規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正												
<p>〔省略〕</p> <p>(投稿)</p> <p>第2条の2 各部の専任教官並びに学部附属の教育研究施設、留学生センター、<u>海外子女教育センター</u>、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター及び情報処理センター所属の専任教官は、所属部門に投稿するものとする。他の部門に投稿を希望するときは、次条に定める当該部門の編集委員会の承認を得るものとする。</p> <p>2 附属学校の専任教官は、希望する部門に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する部門に属する専任教官の紹介を経て、次条に定める当該部門の編集委員会の承認を得なければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 門</th> <th style="text-align: center;">講座及び施設・センター等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1部門 (教育科学系)</td> <td>学校教育講座 (教育学, 国際教育, 生涯教育, 図書館学) 心理学講座 (教育心理学, 心理臨床) 幼児教育講座 (幼児教育学) 障害児教育講座 (障害児教育) 特殊教育研究施設, 教育実践総合センター, <u>海外子女教育センター</u>, 教員養成カリキュラム開発研究センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p>	部 門	講座及び施設・センター等	第1部門 (教育科学系)	学校教育講座 (教育学, 国際教育, 生涯教育, 図書館学) 心理学講座 (教育心理学, 心理臨床) 幼児教育講座 (幼児教育学) 障害児教育講座 (障害児教育) 特殊教育研究施設, 教育実践総合センター, <u>海外子女教育センター</u> , 教員養成カリキュラム開発研究センター	〔省略〕	〔省略〕	<p>〔省略〕</p> <p>(投稿)</p> <p>第2条の2 各部の専任教官並びに学部附属の教育研究施設、留学生センター、<u>国際教育センター</u>、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター及び情報処理センター所属の専任教官は、所属部門に投稿するものとする。他の部門に投稿を希望するときは、次条に定める当該部門の編集委員会の承認を得るものとする。</p> <p>2 附属学校の専任教官は、希望する部門に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する部門に属する専任教官の紹介を経て、次条に定める当該部門の編集委員会の承認を得なければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 門</th> <th style="text-align: center;">講座及び施設・センター等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1部門 (教育科学系)</td> <td>学校教育講座 (教育学, 国際教育, 生涯教育, 図書館学) 心理学講座 (教育心理学, 心理臨床) 幼児教育講座 (幼児教育学) 障害児教育講座 (障害児教育) 特殊教育研究施設, 教育実践総合センター, <u>国際教育センター</u>, 教員養成カリキュラム開発研究センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この規程は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>(注) 施行日については、<u>国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>	部 門	講座及び施設・センター等	第1部門 (教育科学系)	学校教育講座 (教育学, 国際教育, 生涯教育, 図書館学) 心理学講座 (教育心理学, 心理臨床) 幼児教育講座 (幼児教育学) 障害児教育講座 (障害児教育) 特殊教育研究施設, 教育実践総合センター, <u>国際教育センター</u> , 教員養成カリキュラム開発研究センター	〔省略〕	〔省略〕
部 門	講座及び施設・センター等												
第1部門 (教育科学系)	学校教育講座 (教育学, 国際教育, 生涯教育, 図書館学) 心理学講座 (教育心理学, 心理臨床) 幼児教育講座 (幼児教育学) 障害児教育講座 (障害児教育) 特殊教育研究施設, 教育実践総合センター, <u>海外子女教育センター</u> , 教員養成カリキュラム開発研究センター												
〔省略〕	〔省略〕												
部 門	講座及び施設・センター等												
第1部門 (教育科学系)	学校教育講座 (教育学, 国際教育, 生涯教育, 図書館学) 心理学講座 (教育心理学, 心理臨床) 幼児教育講座 (幼児教育学) 障害児教育講座 (障害児教育) 特殊教育研究施設, 教育実践総合センター, <u>国際教育センター</u> , 教員養成カリキュラム開発研究センター												
〔省略〕	〔省略〕												

東京学芸大学海外子女教育センター規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p style="text-align: center;"><u>東京学芸大学海外子女教育センター規程</u></p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 <u>東京学芸大学海外子女教育センター</u>(以下「センター」という。)は、海外子女教育(帰国児童生徒教育及び外国人児童生徒教育を含む。)に関し、専門的な調査・研究を行うとともに、全国共同利用施設として、国立大学の教員その他の者で、この分野の実際的調査研究に従事する者の利用に供することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p>	<p style="text-align: center;"><u>東京学芸大学国際教育センター規程</u></p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 <u>東京学芸大学国際教育センター</u>(以下「センター」という。)は、海外子女教育(帰国児童生徒教育及び外国人児童生徒教育を含む。)に関し、専門的な調査・研究を行うとともに、全国共同利用施設として、国立大学の教員その他の者で、この分野の実際的調査研究に従事する者の利用に供することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> この規程は、平成14年4月1日から施行する。 <u>(注)施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正																								
<p>〔省略〕</p> <p>（定義）                      第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。                      2 この規程において「部局」とは、各部，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，<u>海外子女教育センター</u>，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第2                      有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学科・研究室等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>海外子女教育センター</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	学科・研究室等の区分		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	<u>海外子女教育センター</u>			〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	<p>〔省略〕</p> <p>（定義）                      第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。                      2 この規程において「部局」とは、各部，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，<u>国際教育センター</u>，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第2                      有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">学科・研究室等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>国際教育センター</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u>                      この規程は、平成14年4月1日から施行する。                      （注）施行日については、<u>国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>	部 局	学科・研究室等の区分		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	<u>国際教育センター</u>			〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
部 局	学科・研究室等の区分																								
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																							
<u>海外子女教育センター</u>																									
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																							
部 局	学科・研究室等の区分																								
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																							
<u>国際教育センター</u>																									
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																							

東京学芸大学情報公開取扱規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「行政文書」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する行政文書をいう。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局，教育学部第一部，教育学部第二部，教育学部第三部，教育学部第四部，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科(東京学芸大学)，附属図書館，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，<u>海外子女教育センター</u>，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，大学院教育学研究科現職教員研修支援センター，附属学校部及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「行政文書」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する行政文書をいう。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局，教育学部第一部，教育学部第二部，教育学部第三部，教育学部第四部，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科(東京学芸大学)，附属図書館，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，<u>国際教育センター</u>，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，大学院教育学研究科現職教員研修支援センター，附属学校部及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成14年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(注)施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>



東京学芸大学行政文書管理規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「行政文書」とは、法第2条第2項に規定するものをいう。</p> <p>2 この規程において「教育・研究関係文書」とは、前項に規定する行政文書のうち教官又は教官組織が主体となって管理するものをいう。</p> <p>3 この規程において「行政文書ファイル」とは、施行令第13条第2項第1号に規定するものをいう。</p> <p>4 この規程において「部局等」とは、教育学部第一部，教育学部第二部，教育学部第三部，教育学部第四部，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学），附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，<u>海外子女教育センター</u>，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，大学院教育学研究科現職教員研修支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「行政文書」とは、法第2条第2項に規定するものをいう。</p> <p>2 この規程において「教育・研究関係文書」とは、前項に規定する行政文書のうち教官又は教官組織が主体となって管理するものをいう。</p> <p>3 この規程において「行政文書ファイル」とは、施行令第13条第2項第1号に規定するものをいう。</p> <p>4 この規程において「部局等」とは、教育学部第一部，教育学部第二部，教育学部第三部，教育学部第四部，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学），附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，<u>国際教育センター</u>，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，大学院教育学研究科現職教員研修支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成14年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(注)施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u></p>